

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 政令及び関係省令の整備について

平成 28 年 6 月 2 日

中小企業庁企画課

1. 背景等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第58号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、法律の規定に基づき定めることとされている政令及び関係省令を整備する。

2. 政令案の概要

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正

(1) 中小企業者等の定義

①法律の規定

改正法により新設した経営力向上計画の対象となる中小企業者等の定義については、改正後の中小企業等経営強化法（改正法により、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律を改題）第2条2項において、資本金の額又は出資金の総額及び常時使用する従業員の数の基準を政令に委任することとした。また、会社以外の法人を政令において定めることとした。

②政令において措置する内容

資本金の額若しくは出資金の額10億円以下、又は常時使用する従業員の数2,000人以下に定めることとした。また、政令で定める法人については、医業を主たる事業とする法人、社会福祉事業を主たる事業とする法人及び特定非営利活動法人を定めることとした。

(2) 経営力向上関連保証の保険料率の設定

①法律の規定

改正法により、認定経営力向上計画に従って行われる事業に必要な資金に係る保証（経営力向上関連保証）が設けられ、当該保証に係る保険料率を政令で定めることとした。

②政令において措置する内容

経営力向上関連保証に係る保険料率を、経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証と同率に定めることとした。

(3) 経営力向上計画に係る主務大臣の権限委任

①法律の規定

経営力向上計画に係る主務大臣の権限については、中小企業等経営強化法第51

条第1項により、政令で定めるところにより、地方支分局長に委任できることとした。

②政令において措置する内容

経営力向上計画に係る総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の権限について、各地方支分局長に委任することとした。

○地方税法施行令の一部改正

固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける機械及び装置の範囲を一台又は一基の取得価額が160万円以上の機械及び装置で総務省令で定めるものとした。

○経済産業省組織令の一部改正

経営力向上計画等に係る事務の所掌を定めることとした。

3. 省令案の概要

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部改正

(1)経営力向上設備等の要件

中小企業等経営強化法13条第4項の規定に基づき、経営力向上設備等の要件について規定することとした。具体的には、対象となる減価償却資産の種類、その用途又は細目、販売が開始された時期に係る要件等を定めることとした。

(2)経営力向上関連保証における経済産業省令で定める資金

中小企業等経営強化法第16条第7項の規定に基づき、経営力向上関連保証の保証対象となる、認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資する資金について、新事業活動に必要な資金と定めることとした。

○経営力向上に関する命令(新設)

(1)経営力向上計画の認定の申請に係る規定の整備

中小企業等経営強化法第13条第1項及び第14条1項の規定に基づき、経営力向上計画の申請様式、申請に必要な添付書類等を定めることとした。

○中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令(新設)

(1)事業分野別経営力向上推進機関の認定の申請に係る規定の整備

中小企業等経営強化法第26条の規定に基づき、事業分野別経営力向上推進機関の認定の申請様式等を定めることとした。